

報告第 1 号

債権の放棄について

八幡浜市債権管理条例（平成 24 年条例第 2 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、市の債権について下記のとおり放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 10 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

- 1 放棄した債権の種類 市立八幡浜総合病院診療費等
- 2 放棄した債権の件数 28 件
- 3 放棄した債権の金額 1,409,576 円
- 4 放棄した時期 平成 31 年 3 月 31 日
- 5 放棄した債権毎の金額、発生日及び放棄の事由

	放棄の金額	債権の発生日	放棄の事由
1	2,370	平成 19 年 9 月 17 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
2	7,240	平成 20 年 1 月 31 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 1 号（時効完成）
3	1,454	平成 27 年 7 月 10 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
4	3,960	平成 27 年 6 月 30 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
5	133,680	平成 15 年 11 月 19 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
6	44,590	平成 16 年 4 月 5 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
7	145,050	平成 16 年 3 月 31 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
8	156,840	平成 16 年 4 月 27 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
9	272,220	平成 15 年 10 月 31 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
10	207,460	平成 14 年 8 月 31 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
11	20,310	平成 14 年 9 月 4 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
12	118,480	平成 16 年 6 月 30 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
13	13,980	平成 16 年 7 月 1 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
14	10,881	平成 23 年 12 月 31 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
15	60,690	平成 19 年 6 月 30 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）

16	1,330	平成 21 年 5 月 21 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
17	15,958	平成 24 年 1 月 31 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
18	17,348	平成 24 年 2 月 29 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
19	19,485	平成 24 年 3 月 23 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
20	25,180	平成 19 年 7 月 9 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
21	5,500	平成 13 年 1 月 18 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 7 号（所在不明）
22	48,110	平成 14 年 5 月 31 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 7 号（所在不明）
23	48,840	平成 14 年 6 月 30 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 7 号（所在不明）
24	12,130	平成 14 年 7 月 5 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 7 号（所在不明）
25	5,560	平成 26 年 8 月 18 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 7 号（所在不明）
26	3,110	平成 27 年 12 月 3 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 7 号（所在不明）
27	7,600	平成 29 年 8 月 1 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 7 号（所在不明）
28	220	平成 29 年 9 月 8 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 7 号（所在不明）